料金表

通則

(料金表の適用)

1 インターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金の変更)

- 2 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。 (消費税相当額の加算)
- 3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額(消費税額を含みます)とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、 臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページ に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表 I 利用料・工事費等 第1表 利用料等

1 利用料

1-1 適用

利用料の適用については本サービス契約約款第28条(利用料等の支払義務)によるほか、次のとお りとします。

利用料の適用

(1) 利用の休止に係 る料金額の適用

当社は、契約者から契約約款第23条(インターネット接続サービスの利用の 休止)の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用の休止を行った場 合は、1-2(料金額)の規定の額にかかわらず、1-3(利用休止に係る料金額) の規定の額を適用致します。ただし、契約者グループを設定した場合の契約者 を除きます。

係る料金の適用等

(2) インターネット 1 の契約者グループに係る契約者回線の数が、当社が指定する同一の建物内に終 接続サービスの提供|端がある別に定める戸数以上で、かつ全戸数となるもの(当社が指定する同-の形態による区分に|の建物内の別に定める戸数以上で、かつ全戸数の契約者回線に係る回線終端装 置の工事を行うものに限ります。)であって、代表者からの契約申込又は変更の 請求により、当社が契約者グループを設定するものに適用致します。

備考

- |1 代表者は、その契約者グループに係る契約者に代って、当社との間 の請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きま す。)を行う者であって、かつ料金その他の債務を別に定めるところ により契約者と負担する者であり、1の契約者グループにつき1人と します。
- 2 契約者グループに属する契約者回線について、代表者が契約者グル ープの設定の解除を行う場合、または第15条(当社が行う契約の解 除)を準用し、当社が契約者グループの設定の解除を行う場合は、 あらかじめ契約者グループに係る契約者に通知します。この場合の 料金額(月額)は、1-2.料金額 ①インターネット接続サービスの イの料金額の規定にかかわらず、その区分に対応するアのものとみ なして適用致します。
- 3 契約者グループに係る契約者は、インターネット接続サービスに係 る区分の変更を行うことはできません。

1-2 料金額

① インターネット接続サービスには、次表の品目及び、提供の形態による区分があります。ただし、当社が特に認めた場合を除き、次表の品目に「新規申込受付終了」と示すサービスについて、新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。

なお、当社がサービス提供の維持のため特に必要と認める端末接続装置の交換を行う場合で、かつ、交換後設置される端末接続装置が J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置である場合は、 次表に規定する当該端末接続装置に係る加算額の支払いは要しません。

品目	内容	区分	単位	料金額(月額)
12M コース	下り速度上限を	なし	1 の契約者回線	
(新規申込受付	12Mbps、上り速			(税込 3,476円)
終了)	度上限を 2Mbps	J:COM Wi-Fi サービス対	 応型の端末接続装[┗ 置を使用する場合は、
	とするサービス	500円(税込 550円)を	追加します。	
12M コース(移行	下り速度上限を	なし	1の契約者回線	2, 180 円
用) (※1)	12Mbps、上り速		ごとに	(税込 2,398円)
(新規申込受付	度上限を 2Mbps	J:COM Wi-Fi サービス対	- 応型の端末接続装[置を使用する場合は、
終了)	とするサービス	500円(税込 550円)を	追加します。	
40M コース	下り速度上限を	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回線	4, 160 円
(新規申込受付	40Mbps、上り速		ごとに	(税込 4,576円)
終了)	度上限を 2Mbps	(イ) 契約者グループ	1 の契約者回線	2,560 円
	とするサービス	(当社が指定する同一	ごとに	(税込 2,816円)
		の建物内に終端がある		
		契約者回線に係る契約		
		者からなるグループを		
		いいます。)を設定して		
		提供するもの		
		区分にかかわらず、J:C0	MWi-Fi サービスタ	対応型の端末接続装置
		を使用する場合は、500	円(税込 550円)	を追加します。
120M コース (移	下り速度上限を	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回線	5, 160 円
行用)(※1)	120Mbps、上り速		ごとに	(税込 5,676円)
(新規申込受付	度上限を 10Mbps	(イ) 契約者グループ	1 の契約者回線	3, 160 円
終了)	とするサービス	(当社が指定する同一	ごとに	(税込 3,476円)
		の建物内に終端がある		
		契約者回線に係る契約		
		者からなるグループを		
		いいます。)を設定して		
		提供するもの		

		₩ T. 00	arm: D: 11 - 18-4	
		区分にかかわらず、J:CO		
		を使用する場合は、500	T	T
120M コース	下り速度上限を	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回線	
(新規申込受付	120Mbps、上り速		ごとに	(税込 6,248円)
終了)	度上限を 10Mbps	(イ) 契約者グループ	1 の契約者回線	3,480円
	とするサービス	(当社が指定する同一	ごとに	(税込 3,828円)
		の建物内に終端がある		
		契約者回線に係る契約		
		者からなるグループを		
		いいます。)を設定して		
		提供するもの		
		区分にかかわらず、J:CO	M Wi-Fi サービス対	対応型の端末接続装置
		を使用する場合は、500	円(税込 550円)	を追加します。
320M コース	下り速度上限を	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回線	6, 180 円
	320Mbps、上り速		ごとに	(税込 6,798円)
	度上限を 10Mbps	(イ) 契約者グループ	1 の契約者回線	3,780円
	とするサービス	(当社が指定する同一	ごとに	(税込 4,158円)
		の建物内に終端がある		
		契約者回線に係る契約		
		者からなるグループを		
		いいます。) を設定して		
		提供するもの		
		① 区分にかかわらす	片、J:COM Wi-Fi サ	ナービス対応型の端末
		接続装置を使用す	ける場合は、500 円	(税込 550円)を追
		加します。但し、	第3種定期契約	しくは第4種定期契
		約、第5種定期勢	契約の締結を行う場	景合には、J:COM Wi-Fi
		サービス対応型0	の端末接続装置に係	系る月額料金額は 190
		円(税込 209円)	となります。既に	こ第3種定期契約もし
		くは第4種定期	契約、第5種定期基	契約を締結している契
		約者は、別途申し	し込みが必要になり)ます。
		② 高機能 Wi-Fi モラ	デムを契約し使用す	トる場合は、700円(税
		込 770 円)を追加	叩します。ただし、	1-4 高機能 Wi-Fi モ
		デム特別料金につ	ついて に定める条	件でご契約された場
		合は、200円(税	220円)になり	ます。

	T	T	T	T
J:COM ライトネ	下り速度上限を	なし	1 の契約者回線	2,930 円
ット (※1)	256kbps、上り速		ごとに	(税込 3,223円)
(新規申込受付	度上限を			
終了)	128kbps とする			
	サービス			
光 1G コース	下り速度上限を	戸建住宅、または当社	1 の契約者回線	6,680 円 (税込
(※2)	1Gbps、上り速度	が特に認めた世帯	ごとに	7,348円)
	上限を 1Gbps と			
	するサービス			
光 1G コース	下り速度上限を	戸建住宅、または当社	1 の契約者回線	6,680円(税込7,348
(※3)	1Gbps、上り速度	が特に認めた世帯	ごとに	円)
	上限を 1Gbps と	Wi-Fi 対応型の光回線終	· 端装置(ONU)	を標準提供します。
	するサービス			
光 5G コース	下り速度上限を	戸建住宅、または当社	1 の契約者回線	7, 180円(税込7, 898
(※3)	5Gbps、上り速度	が特に認めた世帯	ごとに	円)
	上限を 5Gbps と	 Wi-Fi 対応型の光回線終	L 端装置(ONII):	 を煙淮提供します
	するサービス			
W 100 - 7	ていま座し四さ	三体化学 キャルルカ	1 0 却始老同始	7.000円(採注 0.750
光 10G コース	下り速度上限を	戸建住宅、または当社		7,960円(税込8,756
(※3)	10Gbps、上り速	が特に認めた世帯	ごとに	円)
	度上限を	Wi-Fi 対応型の光回線終	端装置(ONU)	を標準提供します。
	10Gbps とするサ			
W 10	ービス	宣孙从内, 中央 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	1 0 = 10 4 + 1 = 66	C COO III (54) 7 7 2 4 2
光 1G コース on				,
au ひかり		が特に認めた世帯	ごとに	円)
	上限を 1Gbps と	Wi-Fi 対応型の端末接続	装直を標準提供しる	ます。
)k =0	するサービス	→74 N. da 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4 0 tm 11 Ja 11	E 100 E (5/05 - 1)
光 5G コース on		戸建住宅、または当社	1 の契約者回線	7, 180 円(税込 7, 898
au ひかり	5Gbps、上り速度	が特に認めた世帯	ごとに	円)
	上限を 5Gbps と	Wi-Fi 対応型の端末接続	装置を標準提供し	ます。
	するサービス			
光 10G コース on	下り速度上限を	戸建住宅、または当社	1 の契約者回線	7,960円(税込8,756
au ひかり	10Gbps、上り速	が特に認めた世帯	ごとに	円)
	度上限を	 Wi-Fi 対応型の端末接続	L 装置を煙淮提供し	L ます.
	10Gbps とするサ		X D C W T IC N U	σ, γ o
	ービス			
	l .			

J:COM NET サービス

1G コース	下り速度上限を	なし	1 の契約者回線	6,680円(税込7,348
	1Gbps、上り速度		ごとに	円)
	上限を 100Mbps	① Wi-Fi 対応型の端差	是供します。	
	とするサービス	② 高機能 Wi-Fi モデ	る場合は、200円(税	
		込 220 円)を追加	します。	

- ※1 本品目は下記表の事業者の一部局のみ提供します。
- ※2 本品目は株式会社ジェイコム東京 大田局に限ります。
- ※3 本品目は株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局、ジェイコム埼玉・東日本 越谷・春日部局、 熊谷・深谷局、さいたま北局、仙台局、川越局、埼玉県央局、株式会社ジェイコム千葉 木更津局、 東関東局、株式会社湘南・神奈川 秦野・伊勢原局、株式会社土浦ケーブルテレビ株式会社 茨城局 の一部エリアに限ります。

【12M コース (移行用)、120M コース (移行用)、J:COM ライトネットコース、光 1G/5G/10G コース、 光 1G/5G/10G コース on au ひかり、1G コース、提供局一覧】

	y on aa o n y	<u> </u>	· / 1/C [/////	<i>y</i> □1			
事業者名	局名	12M	120M	J:COM	光	光	1G
		コース	コース (移	ライト	1G/5G/10G	1G/5G/10G	コース
		(移行用)	行用)	ネット	コース	コース	
						on au	
						ひかり	
㈱ジェイコム東京	東エリア局	-	0	0	_	0	0
	杉並・中野局(旧	-	0	0	-	0	0
	南エリア局エリ						
	ア)						
	西エリア局	-	0	0	_	\circ	0
	すみだ・台東局	-	0	0	-	0	0
	板橋・北局(旧東	0	0	-	-	0	0
	京北局エリア)						
	港・新宿局	0	0	-	_	0	0
	大田局	0	0	-	_	0	0
	杉並・中野局(旧	0	0	-	-	0	0
	中野局エリア)						
	八王子・日野局	-	-	-	0	0	0
	多摩局	0	0	-	-	0	0
	足立局	0	0	-	-	0	-
	武蔵野・三鷹局	0	0	-	_	0	0

J:COM NET サービス

	板橋・北局(旧板 橋局エリア)	-	0	0	-	0	0
	西東京局	-	0	0	-	0	0
	調布局	-	0	0	-	0	_
	世田谷局	-	0	0	-	0	0
	江戸川局	-	0	_	-	0	0
㈱ジェイコム	湘南・鎌倉局	0	0	○※1	-	0	○※2
湘南・神奈川	横須賀局	-	0	0	-	0	0
	南横浜局	0	0	0	-	0	0
	相模原・大和局		0	0	-	0	0
	町田・川崎局	-	0	0	-	0	0
	かながわセントラ ル局	0	0	-	-	0	0
	横浜テレビ局	0	0	-	-	0	0
	西湘局(旧秦野・伊勢原局エリア)	0	0	0	0	0	0
	西湘局 (旧小田原 局エリア)	0	0	-	-	_	0
土浦ケーブル テレビ(株)	茨城局	-	0	0	0	_	0
㈱ジェイコム	さいたま南局		0	0	-	0	0
埼玉・東日本	さいたま北局		0	0	0	0	0
	所沢局	0	0	0	-	0	0
	東上・川越局(旧 東上局エリア)	0	0	0	-	0	0
	川口・戸田局	0	0	-	-	0	0
	越谷・春日部局	-	-	-	0	0	0
	草加局	-	-	-	-	0	0
	東上・川越局(旧 川越局エリア)	-	-	-	0	0	0
	埼玉県央局	-	-	-	0	0	0

J:COM NET サービス

	熊谷・深谷局	0	0	-	0	_	0
	群馬局	_	0	0	-	_	0
	仙台局	0	0	0	0	_	0
㈱ジェイコム千葉	市川・浦安局	0	0	0	-	0	0
	YY 船橋習志野局	_	_	-	-	0	0
	木更津局	_	0	0	0	0	0
	千葉セントラル局	0	0	0	-	0	0
	東葛・葛飾局	0	0	0	-	0	0
	東関東局	-	0	0	0	0	0

- ※1 湘南局のみ
- ※2 鎌倉局のみ
- ② 学校向けに提供するインターネット接続サービスには、次表の品目があります。

品目	内 容	単 位	料金額(月額)
320M コース (固定 IP サービ	下り速度上限を 320Mbps、上り	1 の契約者回	15,000円
ス)	速度上限を 10Mbps とするサー	線ごとに	(税込 16,500 円)
	ビス		

また、次の品目に関しては、新規加入申し込みの受付を停止します。

品目	内 容	単 位	料金額(月額)
学校向けインターネット接続	下り速度上限を24Mbps、上り速	1 の契約者回	10,000円
サービス (タイプ1) (※1)	度上限を 2Mbps とするサービス	線ごとに	(税込 11,000 円)
学校向けインターネット接続	下り速度上限を24Mbps、上り速	1 の契約者回	5,000円
サービス (タイプ 2) (※1)	度上限を 256kbps とするサービ	線ごとに	(税込 5,500円)
	ス		
学校向けインターネット接続	下り速度上限を40Mbps、上り速	1 の契約者回	12,500 円
サービス (タイプ3) (※1)	度上限を 2Mbps とするサービス	線ごとに	(税込 13,750円)
学校向けインターネット接続	下り速度上限を 160Mbps、上り	1 の契約者回	15,000円
サービス (タイプ 4) (※1)	速度上限を 10Mbps とするサー	線ごとに	(税込 16,500円)
	ビス		

※1 以下事業者の一部局は学校向けインターネット接続サービス(タイプ 1)、(タイプ 2)、(タイプ 3)、(タイプ 4) の適用はありません。

事業者名	局名
㈱ジェイコム東京	板橋・北局
	港・新宿局
	大田局
	杉並・中野局(旧中野局エリア)
	八王子・日野局
	多摩局
	足立局
	武蔵野・三鷹局
㈱ジェイコム湘南・神奈川	南横浜局
㈱ジェイコム埼玉・東日本	川口・戸田局
	越谷・春日部局
	草加局
	東上・川越局
	埼玉県央局
	熊谷・深谷局
㈱ジェイコム千葉	市川・浦安局
	千葉セントラル局
	東葛・葛飾局

③ 集合住宅における提供条件が個別の契約により定められている場合、その定めるところによります。

1-3 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単 位	料金額(月額)
インターネット接続サービス	1の契約者回線ごとに	1,500円 (税込 1,650円)

1-4 高機能 Wi-Fi モデム特別料金について

次の対象プランのいずれかにご契約されている場合は、高機能 Wi-Fi モデムを月額料金 200 円 (税込 220円) (注 1) でご利用いただけます。

対象プラン

スマートお得プラン (TV+NET+PHONE コース) 注2

スマートお得プラン (TV+NET コース) 注2

もっとスマートお得プラン (TV+NET+PHONE コース) 注2

スマートお得セレクト (TV+NET+PHONE コース) 注2

スマートお得セレクト (TV+NET コース) 注2

注1 お得NETにご契約されている場合は、追加料金なしでご利用いただけます。

注2 対象となる NET サービスの品目は、320M コース・1G/5G/10G コースです。

2 付加機能使用料

2-1 適用

付加機能使用料の適用については、本サービス契約約款第 28 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。

2-2 付加機能の種類等

区	分	提供条件
1	契約者が電子メール(メールのア	①当社は、1の契約者回線につき5までのメールアドレス
電子	ドレス(以下「メールアドレス」	を提供します。
子 メ	といいます。)を使用してメール蓄	ただし、学校向けインターネット接続サービス(ただし、
ルル	積装置によりメールの蓄積又は再	320M コース (固定 IP サービス) に限る) は 1 つの契約
機能	生等を行うことができるサービス	者回線につき、50 個までのメールアドレスを提供しま
能	をいいます。以下同じとします。)	す。
	を利用することができる機能をい	②当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定
	います。	めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子
		メールの利用内容の変更を行います。
		③電子メール機能において利用することができるメール蓄
		積装置の容量は、前①により提供する1のメールアドレ
		スにつき 15 ギガバイトとし、情報の蓄積期間は 365 日間
		とします。
		④当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある
		ときは、メールアドレスを変更していただく事がありま
		す。
		⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あ
		らかじめそのことを契約者にお知らせします。

(2)

イ

タ

ネットネット

ワ

1

クアド

レ

ス追

加

機

契約者が、インターネットネット ワークアドレスを追加して、利用 することができる機能をいいま す。

- ①当社は、1 のインターネット接続サービスの契約者回線 につき3までのインターネットネットワークアドレスを 提供します。
- ②当社は、1 の学校向けインターネット接続サービス(ただし、320M コース(固定 IP サービス)に限る)の契約者回線につき7までのインターネットネットワークアドレスを提供します。学校向けインターネット接続サービス(タイプ1、タイプ2、タイプ3 およびタイプ4)の契約者回線については7までのインターネットアドレスを提供します。
- ③当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、インターネットネットワークアドレス追加機能の利用内容の変更を行います。

本接続サービスにおいて、契約者が利用する電子メール機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに対して、コンピュータウィルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に作られたプログラムであり、自己伝染機能、発病機能のうちーつ以上有するもの。以下「ウィルス」といいます。)が含まれる場合に、ウィルスの検知及び駆除又は削除する機能をいいます。

- ①契約者は、別に定める当社所定の方法により、請求をしていただきます。
- ②当社は、 ①電子メール機能の提供条件欄 第①項に基づき、付与されたメールアドレスに対し、当機能を提供します。
- ③当社は、②の規定により、当機能の提供を受けるメール アドレスの変更請求があったときは、別に定める当社所 定の方法により、再度請求をしていただきます。
- ④当社は、①電子メール機能の提供条件欄 第④項に基づき、メールアドレスを変更していただくときで、あらかじめそのことを契約者にお知らせした場合には、契約者は、別に定める当社所定の方法により、再度請求をしていただきます。
- ⑤当社は、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウィルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウィルスは、ウィルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル(ウィルスを検知するため、各々のウィルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウィルスのみとします。
- ⑥当機能は、ウィルスの検知及び駆除又は削除として完全 な機能を果すことを一切保証するものではありません。
- ⑦当機能のその他の提供条件等については、当社が別に定 めるところによります。

契約者が、インターネット上のホームページを閲覧する場合において、契約者自らが閲覧できるサイトを限定し、またはそれを解除することができる機能をいいます。

- ① 契約者は、別に定める当社所定の方法により、登録をしていただきます。ただし、別に定めるサービスの利用に際し、すでに登録をしている場合には、新たな登録は省略することができます。
- ②当社は、①の登録を行った契約者に契約者識別符号(契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。)及び契約者識別符号に付随する暗証符号(英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、契約者識別符号とあわせて、「契約者識別符号等」といいます。)を付与します。
- ③契約者は、契約者識別符号等の変更請求及び失念があったときは、別に定める当社所定の方法により、再度登録をしていただきます。
- ④契約者は、当社所定の方法により、別に定めるソフトウェアのダウンロードをしていただきます。
- ⑤契約者は、ダウンロードしたソフトウェアを用いて、当 社が設けた基準に従い当社が分類したカテゴリやレベル を指定することにより、一定のサイトへの経路を遮断す ることができます。ただし、遮断可能なサイトは、遮断 時において、別に定めるデータベースに登録されている サイトに限ります。
- ⑥当機能は、サイトの遮断システムとして、完全な機能を果 すことを一切保証するものではありません。
- ⑦当機能のその他の提供条件等については、当社が別に定 めるところによります。

2-3 料金額

種 別	単 位	料金額(月額)
電子メール機能	1の契約者回線ごとに	無料
インターネットネットワークア	1 のインターネット接続サービス	
ドレス追加機能	の契約者回線につき、1 の追加イン	1,000 円
(ただし、市川・浦安局のサー	ターネットネットワークアドレス	(税込 1,100円)
ビスエリアに限り 2021 年 9 月	ごとに	(形区 1,100 円)
15 日以降にご契約された方は		
ご利用できません)		
セキュリティパッケージ	1 の契約者回線ごとに	無料
(ウィルススキャン機能)	1 ツ大小1 四水 こ こ (こ	*** 177
ペアレンタルコントロール機能	1 の契約者回線ごとに	無料

3 解除料

3-1 削除

3-2 削除

第2表 手続きに関する料金等

1 適用

手続きに関する料金等の適用については本サービス契約約款第 29 条 (手続きに関する料金等の支払 義務) および第 35 条 (延滞処理) 第 1 項によります。

2 料金額

2-1 契約事務手数料

区分	単 位	料金額
契約事務手数料	1の手続きごとに	3,000円(税込3,300円)

2-2 パスワードの変更等手続料

区 分	単 位	料金額
パスワード変更等手続料	1の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 地位の承継処理に伴う手続料

区 分	単 位	料金額
地位の承継処理手続料	1の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 サービス品目変更手続料

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更手続料※注1	1の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-5 延滯処理に伴う手数料

区分	単 位	料金額
延滞手数料	1の契約者回線ごとに	600円(税込 660円)

2-6 その他手続きに関する手数料

区 分	単位	料金額
手数料	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

注 1 契約者が当社が別に定めるサービス品目の変更を、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合には、サービス品目変更手続料を無料にします。ただし、既に KDDI または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスの条件を満たす契約者が、いずれか他のコースへ変更する場合には、料金表に定める通りの料金額を適用します。

第3表 工事に関する費用

1 適用

工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第 30 条 (工事に関する費用の支払義務) によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行な
工事費の算定	う1の工事ごとに算定致します。
	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事
新規契約時の工	に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきま
事費の分割払い	す(以下「分割払い」といいます。)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。
	1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾し
	ないことがあります。
	 (1)分割払いの申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれ
	があるとき。
	(2) 当社の業務遂行上支障があるとき。
	(3)その他当社が不適当と判断したとき。
	2. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるものとします。
	3. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関す
	る債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
分割払いの適用	(1)支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を
について	定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかっ
	たとき。
	(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止した
	とき。
	(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
	(4)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを
	受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
	4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解
	除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社が別に定める場合
	を除き、当社はその工事費残額を一括請求します。

2 料金額

2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合 ※注1

区分	単 位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事※ 注1	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区分	単 位	料金額
契約の解除に関する工事※注1	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の解除に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 サービス品目変更に関する工事の場合

区分	単 位	料金額
サービス品目変更に関する工事※注2	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区分	単 位	料金額
その他工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

- 注1 契約者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに契約する場合、または当社が提供するサービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費を無料にします。
- 注2 契約者が当社が別に定めるサービス品目の変更を、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合には、サービス品目変更に関する工事費を無料にします。ただし、既に KDDI または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスの条件を満たす契約者が、いずれか他のコースへ変更する場合には、料金表に定める通りの料金額を適用します。

第4表 損害金

1 適用

損害金の適用については本サービス契約約款第6条(契約者回線の終端)第3項に定めるところによります。

2 損害金の額

区分		単位	料金額 (不課税)
端末接続装置	12M コース 40M コースおよび学校向けインターネット接続サービス(タイプ 1、タイプ 2 およびタイプ 3) 用のもの	1台ごとに	-
	120M コース、120M コース(移行用)、320M コースお よび学校向けインターネット接続サービス(320M コ ース(固定 IP サービス)およびタイプ 4)用のもの	1台ごとに	1,000円
	光 5G/10G コース on au ひかり用のもの (HGW)	1台ごとに	19,000円
	光 5G/10G コース on au ひかり用のもの (D-ONU)	1台ごとに	17,000円
	光1Gコース on au ひかり用のもの(HGW)	1台ごとに	6,500円
	光 1G コース on au ひかり用のもの (D-ONU)	1台ごとに	5,000円
	1G コース用のもの	1台ごとに	10,000円
J:COM Wi-Fi サー ビス対応型の端末 接続装置	12M コース、40M コース、120M コース、120M コース (移行用) および 320M コース用のもの	1台ごとに	1,500円
	光 1G/5G/10G コース用のもの (Wi-Fi 対応型の光回 線終端装置 (ONU)	1台ごとに	7,000円
高機能 Wi-Fi モデム		1台ごとに	10,000円

第5表 端末機器修理費

1 適用

端末機器修理の適用は、第31条(端末機器に関する費用の支払義務)に定めるところによります。

2 修理費の額

実費相当額とします。